

垂仁記の主題

中野謙一

一

『古事記』は、全体を通じ「皇位継承史を基軸として、それに国家形成史を有機的に絡ませながら王権史・国家史を形作る」ものと捉えられる¹⁾。本稿ではそのような立場から垂仁記を考察し、豊富な物語をもつこの部分が、実は垂仁から景行への皇位継承という一本の軸に貫かれていることを述べる。

まず、垂仁記の構造を矢嶋泉『古事記の歴史意識』の区分に従って概観しておこう²⁾。なお、他の天皇記を分析する際にも以下のⅠⅤの区分を用いる。

Ⅰ (当該治世の主体の提示)

伊久米伊理毘古伊佐知命、坐師木玉垣宮、治天下也。

Ⅱ i (皇子女の提示)

此天皇、娶沙本毘古命之妹、佐波遲比売命、生御子、品牟都和氣命。^{註一}又、娶旦波比古多々須美知宇斯王之女、水羽州比売命、生御子、印色之入日子命。次、大帯日子淤斯呂和氣命。次、大中津日子命。次、倭比売命。次、若木入日子命。^{註五}(中略) 凡、此天皇之御子等、十六王。^{男王十三、女王三。}

Ⅱ ii (皇位継承を含む特記事項の説明)

故、大帯日子淤斯呂和氣命者、治天下也。^{御身長一丈二寸、御腰長四尺二寸。}次、印色入日子命者、作血沼池、又、作狭山池、又、作日下之高津池。又、坐鳥取之河上宮、令作横刀壹任口。是奉納石上神宮、即坐其宮、定河上部也。(以下略)

Ⅲ (当該治世における歴史的事項、Ⅰ・Ⅱの補足説明)

a (沙本毘古と沙本毘売)

b (本牟智和氣の御子)

c (丹波の四女王)

d (多遅摩毛理)

IV (当該治世の終結)

此天皇御年、壹佰伍拾參歳。御陵、在菅原之御立野中也。

V (後記)

又、其大后比婆須比売命之時、定石祝作、又、定土師部。此后者、葬狭木之寺間陵也。

記述量としてはⅢのa～dの物語が垂仁記の大半を占めており、後述のように、個々の物語としては従来さまざまに論じられてきた。しかし、四つの物語にふれて垂仁記全体を説明しようとした論者は、管見のかぎり矢嶋泉・大脇由紀・藤原茂樹・梅田徹の四氏である。

まず矢嶋氏は、aを「品牟都和氣命(本牟智和氣の御子)排除の目的を持つ物語」、b・cをaと一連の物語とし、さらにa・cでは「易姓革命的な発想」により「崇神・垂仁王朝の終焉を描く目的」で垂仁が愚直な人物として貶められているという。またdは、新羅王子の末裔による忠誠譚とみて、皇位継承史への関わりについてはふれていない。『古事記』が「易姓革命的な発想」をもっていたとすれば、『日本書紀』と同様に武烈のところを利用してであろうし、bの意義がほとんど見出されていない点など、個々の物語に関しても再考の余地があるが、景行が次代の天皇となる理由が垂仁記の物語の中で説明されると考えている点が重要だろう。

大脇氏の論は、c・dを「木花の佐久夜毘売と石長比売」の物語

に対応するものとみる点に特色があるが、cとそれ以前との関係については、aの終局で美智能宇斯王の女たちを垂仁に薦める沙本毘売の発言がcにつながっていることを指摘するのみで、主題において連続するものとは捉えていない。

藤原氏は、「四物語は、さほびめおよびその御子からひばすひめへと視点を移動してゆくことによりその流れをつかむことが可能となる。垂仁天皇記は天皇をめぐる女性やこどもの問題をぬきにしては考えられない」と述べ、垂仁記全体をまとまりのあるものとして捉えている。ただし、dについては皇位継承史との関わりを指摘しているが、「神話の力」による物語の変化に論の主眼がおかれていることもあって、他の物語については『古事記』における意義を明確に述べていない。

最近の梅田氏の論は、「垂仁天皇記において見るべき第一は天皇権力にかかわる皇后の問題であるだろう」として皇后の重要性を強調する。しかし、皇后(大后)の存在は『古事記』において特殊な例に属するのであり、垂仁記を貫くのが「皇后を重要視する構想」であるとすれば、そのような構想をもって『古事記』が何を語るのがか問われねばなるまい。『古事記』を貫く王権史において、后妃の第一義は所生子の皇位継承に関わる資格を決定することであり、后妃のありかた自体は主題にはならないと考える。

以上のように、垂仁記の主題については議論が尽くされていない。そのほか、垂仁記の一部のみをとりあげて垂仁記全体の主題に言及

するものもあるが、やはり全体を説明できるものとはなっていない。たとえば西郷信綱氏は、「部民制の起源説話を主題とした垂仁記」と断じているが、少なくともc・dには部の設置に関わる記述がみえないし、

於是、初令貢男弓端之調・女手末之調。 (崇神記)

故、建内宿禰為大臣、定陽大國・小國之國造、亦定陽國々之塚及大県・小県之県主也。 (成務記)

といった簡潔な記事ではなく、なぜ起源「説話」が必要とされるのかについても説明がつかないだろう。

二

ただし、ここで見過ごせないのは神野志隆光氏の説である。dを外し、b・cをaの後日譚とみて垂仁記を「ほぼ全体がサホビメの物語からなる」ものとしたうえで、神野志氏はその主題について次のように述べている。

天皇の世界の物語として、「垂仁記」は、やはり正統な皇統という点からまず見るべきものである。崇神代の平定を受け、皇統の危機を越えて正統な皇統をたもち、ヤマトタケルの「言向

垂仁記の主題 (中野謙一)

け」をそのもとであらしめていくのである。主題はそこにある。^⑧

沙本毘古王の反乱を「皇統の危機」と捉え、単に次代景行の皇位継承を必然化するにとどまらない「皇統の一元化」なる問題があったというのである。すなわち、〈崇神―垂仁〉と〈日子坐王―沙本毘古王〉との「同格の二つの皇統の流れ」^⑨があり、その対立が解消されねばならなかったというわけだが、その根拠とされるのは次の日子坐王系譜である。

次、日子坐王、娶山代之姪名津比売、亦名刈幡戸弁、生子、大俣王。次、小俣王。次、志夫美宿禰王。^{註三}又、娶春日建国勝戸売之女、名沙本之大闇見戸売、生子、沙本毘古王。次、袁耶本王。次、沙本毘売命、亦名、佐波遲比売。^{此沙本毘売命者、為伊久米天皇之后。}次、室毘古王。^{註四}又、娶近淡海之御上祝以伊都玖天之御影神之女、息長水依比売、生子、丹波比古多々須美知能宇斯王。次、(中略)^{註五}又、娶其母弟袁豆都比売命、生子、山代之大箇木真若王。次、(中略)^{註六}凡日子坐王之子、忸十一王。故、兄大俣王之子、曙立王。^{註七}次、菟上王。^{註八}此曙立王者、

^{伊勢之豆遲部君・伊勢之豆遲部君・伊勢之豆遲部君・伊勢之豆遲部君・伊勢之豆遲部君}

次、小俣王者、^{当麻勾君}次、志夫美宿禰王者、^{佐々君之祖也}次、沙本毘古王者、^{日下部連・甲斐國造之祖也}次、袁耶本王者、^{葛野之別・近淡海之祖也}次、室毘古

一五

王者、若狭之祖
別之祖

其美知能宇志王、娶丹波之河上之摩須郎女、生子、比婆須比

売命。次、真砥野比売命。次、弟比売命。次、朝廷別王。註四

此朝廷別王者、三河之種
別之祖（中略）

次、山代之大箇木真若王、娶同母弟伊理泥王之女、丹波能阿

治佐波毘売、生子、迦邇米雷王。此王、娶丹波之遠津臣之女、

名高材比売、生子、息長宿禰王。此王、娶葛城之高額比売、生

子、息長帯比売命。次、虚空津比売命。次、息長日子王。此註

者吉備國連君
針間阿努之祖又、息長宿禰王、娶河俣稻依毘売、生子、大多牟坂

王。此者多遲摩
國造之祖也

引用が長くなったが、右のように日子坐王は天皇記のⅡ iと同じ形式の子女記事をもち、さらにその系譜は玄孫にまで及ぶ。一皇子の系譜としては確かに特殊な例であるが、「日子坐王の待遇として天皇に等しい扱いが系譜の上で与えられている」とはいえないだろう。この系譜は開化記のⅡ iiに属するが、あくまで一皇子に関する特記事項にすぎない。たとえば、

又、此品陀天皇之御子、若野毛二俣王、娶其母弟、百師木伊呂弁、亦名弟日売真若比売命、生子、大郎子、亦名、意富々杼王。

次、忍坂之大中津比売命。次、田井之中比売。次、田宮之中比

売。次、藤原之琴節郎女。次、取上売王。次、沙禰王。註七故、

意富々杼王者、三國君・波上多君・息長坂君・酒人君・山道君・筑紫之米多君・布勢君等之祖也（応神記）

という系譜も天皇記Ⅱ iと同じ形式をとるが、若野毛二俣王が天皇に準ずる待遇を受けているのではない。右の系譜が忍坂之大中津比売命（允恭后）の出自を示すものと考えられるように、日子坐王系譜の意義も、垂仁記の登場人物たちや息長帯比売命（仲哀后）の出自を示すことにあったとみるべきである。註五

崇神と日子坐王とが同等に扱われていないとすれば、当然〈崇神—垂仁〉と〈日子坐王—沙本毘古王〉とが同格ということにはならない。加えて、仮に日子坐王が崇神と同格であったとしても、その資格を沙本毘古王が継承する必然性も見出しえない。彼の母は日子坐王の第二妃（記載順による。以下同じ）で、身分的に他の妃より上ということもなさそうである。第一妃所生の大俣王や、第三妃ながら神の女である息長水依比売所生の美知能宇斯王などは、沙本毘古王と同等以上の資格をもつとしてもおかしくないが、「皇統の一元化」という問題がなぜ沙本毘古王に集約されるのか、神野志氏は説明していない。

さらに問題なことに、『古事記』において〈崇神—垂仁〉と〈日子坐王—沙本毘古王〉とが同等に扱われているとすれば、崇神・垂仁の即位には必然性がなかったことになる。逆に崇神・垂仁の即位が必然と扱われているとすれば、対立する「皇統」などはありえなかったことになろう。結論からいえば、崇神・垂仁はそれぞれ直前

の天皇記において、即位の必然性が示されているのである。中・下巻の天皇記が次代への皇位継承をどのように説明していくのか、次節で考えてみたい。その検討を通じて、垂仁記の皇位継承史における問題点も明らかになるだろう。

三

皇位継承の説明における『古事記』の姿勢については、荻原千鶴氏が全天皇の事例を考察したうえで次のように述べている。¹³⁾

『古事記』は即位前紀はもたないながらも、天皇の即位事由の具体について明示する必要性を認めてはいる。しかし中巻の大部分や下巻の末尾などについてはそれをあえて省筆し、「治天下也」の断言に具体を放棄した、ということになるであろう。

しかし、「中下巻の皇位継承史は天皇記の第Ⅱ項によって基本的骨格が形成され、第Ⅱ項によっては継承の経緯が示し得ない場合に、物語の要素による説明が施される」とみるのが本稿の立場である。荻原氏とは逆に、中巻の大部分の天皇については、前代の天皇記の第Ⅱ項(Ⅱ・Ⅱ ii)において皇位継承の理由がある程度まで説明されていると考える。

中・下巻の各天皇記は、Ⅱ iで皇子女とその生母を提示し、Ⅱ ii

垂仁記の主題 (中野謙一)

で皇位継承者を「治天下也」と特記するのが通例である。次代への皇位継承に関して、Ⅱ iiは決定を述べるにすぎないから、その根拠が示されているとすればⅡ iの段階である。以下では『古事記』の天皇三三名のうち、父から皇位を継承する二〇名の天皇(中巻の大部分が含まれる)を考察の対象とするが、それらについて前代の天皇記のⅡ iで記述される兄弟関係(男子にかぎる)をみながら、まずは問題点を整理したい。

二〇名のうち、父天皇の唯一の皇子である安寧・清寧は皇位継承者たることが自明であるといえる。また、同母兄弟のみをもつ者は六名、そのうち孝昭・武烈については長子であるという皇位継承の根拠が見出せる。ここまでは荻原氏も認めるところだが、同母兄をもつ懿徳・孝安・孝霊・安康については、優先されるはずの同母兄をさしおいて即位する点が問題となる。残る一二名は異母兄弟をもつが、そのうち同母兄弟中の第一子である孝元・崇神・垂仁・成務・仁徳・履中・安閑については、異母兄弟との関係のみが問題となる。綏靖・開化・景行・応神・敏達については両方が問われねばならぬ。

一点目の問題として、同母兄をさしおいて皇位を継承する者について考えてみる。異母兄弟の有無に関わらず並べると、綏靖・懿徳・孝安・孝霊・開化・景行・応神・安康・敏達の九名である。最初の例となる綏靖について、荻原氏は次のように述べている。

一七

神武記の説話部に「庶兄」への優先・同母兄への優先を語ることによって、即位の理由を明示しているとみなされる。

「庶兄」との関係はおくとして、確かに〔当芸志美々命の反逆〕の物語は、綏靖が同母兄の神八井耳命をさしおいて即位する理由を説明するものといえる。しかし、この物語の意義はそれにとどまらないのではないか。

神武から綏靖への皇位継承は、皇位継承自体の最初の例であり、当然ながら同母兄をさしおいて即位する最初の例でもある。物語のなかで、神八井耳命は「仇を殺すこと能はず」という理由で弟の綏靖に皇位を「譲」り、綏靖に仕える意志を表明する。同母兄弟間では通常優先されるのは兄だが、何らかの理由で弟が皇位を継承すべき場合もありうる、ということがここで語られることによって、以後の皇位継承史においては同母兄をさしおいて即位することが必ずしも問題とはならなくなる。¹⁵ そのような天皇があらわれても、綏靖の例が想起されるために大きな不審は生じない。つまり、綏靖が皇位を継承する理由を物語により説明しておくことで、それ以降の同様の例については原則的に説明不要である、というのが『古事記』の認識なのではないか。

右の推測を裏づけるのが、綏靖以降の同母兄をもつ天皇の即位についてはほとんど根拠が示されていないのに、特例というべき安康の場合にかぎり物語で説明されているという事実である。安康の例

では、同母兄が「太子」でありながら即位しえなかったという特殊な事情があり、そこには綏靖の例による説明が及ばないため、允恭記の後記（V）として物語が必要とされたのだといえる。なお、父からの皇位継承ではないが、顕宗も同母兄をさしおいて即位する天皇である。その理由が物語（清寧記V）により説明されるのも、顕宗の次に兄の仁賢が即位するという特例であるためと考えられる。

ここで問題にしている九名のうち、綏靖・安康以外の即位については、ほとんど根拠が示されていないと先に述べたが、その点も確認しておこう。懿徳・孝安・孝霊・開化・景行・応神・敏達のうち、開化は二名、他は一名ずつの同母兄が、それぞれ前代の天皇記のII i にみえる。それらのなかで、開化の同母兄である大毘古命だけは崇神記の物語に登場するが、不即位に関する説明とみられる記述はない。また景行の同母兄印色入日子命は、本題にも関わる人物だが、前掲の垂仁記II ii に造池や部の設置などの記事がみえる。「一応、皇位にはつかず、それとは異なる職務を果たしたものと受け取るこ¹⁶とができる」のだが、少なくとも不即位の理由が積極的に説明されていない。他は名の記載のみか、II ii で子孫に関する記事が加えられるかで、いずれにしても不即位の理由が明らかでない。なお、荻原氏が「即位の理由付けの意図の存在はきわめて明白」とする応神も、同母兄の品夜和氣命が即位しない理由に関しては積極的に説明されていないとみるべきだろう。仲哀記はII i の最後に「大鞆和氣命、亦名、品陀和氣命」という名を記し、直後に「此太

子之御名所以負大輔和氣命者」云々とつづけており、大輔和氣命(応神)が太子とされる理由をその後説明しようとする意図は窺われない。物語中の「凡そ、此の国は、汝命の御腹に坐す御子の知らさむ国ぞ」という神の言葉も、応神の即位ではなく朝鮮の帰服を示唆するものと考えられる。⁽¹⁷⁾

以上、同母兄をさしおいて皇位継承が行われる場合をみてきた。そのような最初の例となる綏靖の場合について、『古事記』は兄の優先を認めつつ、弟が皇位を継承すべき場合もありうることを物語のかたちで説明している。しかし、以降の同様の例には最初の説明が及ぶため、特殊な例を除いてあらためて説明を加えようとはしないのである。それらの例については、必然とまではいえないことになるが、さほど不審を抱かれることのないようにしておく、というのが『古事記』の姿勢なのであろう。

四

二点目の問題は、異母兄弟中からどのように皇位継承者が決定されるのかである。父から皇位を継承する二〇名のうち異母兄弟をもつのは、綏靖・孝元・開化・崇神・垂仁・景行・成務・応神・仁徳・履中・安閑・敏達の一二名である。このうちの五名は同母兄をもつが、前節に述べたところが正しいとすれば、残る問題は異母兄弟との関係のみとなる。ここで、異母兄弟に対する優位を決定しようする要

垂仁記の主題 (中野謙一)

素として、皇位継承者の生母の資格について考えてみる。

生母の資格といえば、第一に「大后」が挙げられようが、『古事記』で「大后」を配された天皇は少数にとどまる。では、「大后」をもたない天皇の場合、皇位継承者の生母とされるのはどのような后妃だろうか。「大后」が不在なら后妃たちの資格がすべて同等になるとは考えられない。天皇記のⅡiのような記述様式がとられた時点で、后妃間の序列はすでに示されているのではないか。

異母兄弟をもつ一二名のうち、まず孝元・開化・履中・敏達の生母は、それぞれ前代の天皇記のⅡiにおいて第一妃として記載されている。第一妃は、その後何らかの措置が施されていないかぎり、所生子に関わる資格においても第一位とみてよいのではないか。ただし、右の四名については、順位変動に関わる措置となりうるものを一通りみたとで、あらためて検証する必要があるだろう。

第二妃以下を生母とする八名のうち、仁徳の生母を応神記Ⅱiにみてみよう。

此天皇、娶品它真若王之女、三柱女王。一名、高木之入日売命。

次、中日売命。次、弟日売命。此女王等父、品它真若王者、五百木之入日売命、娶者故、高木之入日売之子、建伊那陀額禰之女、志理都紀子命。

次、伊奢之真若命。次、妹大原郎女。次、高目郎女。五 中日

売命之御子、木之荒田郎女。次、大雀命。次、根鳥命。三 弟

日売命之御子、(以下略)

応神の第一妃から第三妃までは姉妹であるため、一括して出自を

一九

示してからそれぞれの所生子を挙げていくかたちがとられている。はじめ高木之入日売命とあった第一妃の所生子の記載については、

高木入日売からは「命」を外し、その子からは「御」を外して、露骨に待遇を落としているのである。⁽¹⁸⁾

との指摘がある。第二妃である大雀命（仁徳）の生母の第一妃に対する優越性が、「命」・「御」の有無によって明示されているとみてよい。

右と同様の措置が施されていると考えられるのが、崇神・垂仁・成務の生母である。

此天皇、娶旦波之大泉主、名由碁理之女、竹野比売、生御子、比古由牟須美命。^{註一}又、娶庶母伊智賀色許売命、生御子、御真木入日子印恵命。^{註二}次、御真津比売命。^{註三}（以下略）

（開化記Ⅱ i）

此天皇、娶木国造、名荒河刀弁之女、遠津年魚目々微比売、生御子、豊木入日子命。^{註一}次、豊鉏入日売命。^{註二}又、娶尾張連之祖、意富阿麻比売、生御子、大入杵命。^{註三}次、八坂之入日子命。^{註四}次、沼名木之入日売命。^{註五}次、十市之入日売命。^{註六}又、娶大毘古命之女、御真津比売命、生御子、伊玖米入日子伊沙知命。（以下略）

（崇神記Ⅱ i）

此天皇、娶吉備臣等之祖、若建吉備津日子之女、名針間之伊那毘能大郎女、生御子、櫛角別王。次、大碓命。次、小碓命、亦名、倭男具那命。次、倭根子命。次、神櫛王。^{註五}又、娶八尺入日子命之女、八坂之入日売命、生御子、若帶日子命。次、五百木之入日子命。次、押別命。次、五百木之入日売命。（以下略）

（景行記Ⅱ i）

右の三例では、「御子」と「子」の区別はみえないが、皇位継承者（傍線部）の生母はいずれも「命」であり、かつ記載順上位の後妃に「命」はない、という点が応神記とも共通する。やはり第二妃以下の「命」は、「命」でない記載順上位の後妃に対し優位にあるとみてよい。なお、右におけるかぎりでは后妃の「命」の有無を本来の身分差によるものと考えることもできようが、ここではⅡ iの様式を通じて表示される后妃の資格のみを問題にしている。

次に応神の生母を仲哀記Ⅱ i にみてみよう。

此天皇、娶大江王之女、大中津比売命、生御子、香坂王・忍熊王。^{註一}又、娶息長帯比売命、^{註二}大生御子、品夜和氣命。次、大鞆和氣命、亦名、品陀和氣命。^{註三}

大輓和氣命(応神)の母である息長帯比売命は第二妃だが、「大后」との注記により第一妃と順位が入れ替わる。応神が「大后」所生子として第一妃所生子よりも優先されることは明らかである。

これとほぼ同様の説明があてはまるのが綏靖である。神武記ではⅡ i に相当する要素が求婚の物語をはさむかたちで記述されている。

故、坐日向時、娶阿多之小椅君妹、名阿比良比売、生子、多芸志美美命。次、岐須美美命。二柱坐也。

神武には右の二子があったが、「更に大后と為む美人を求め」て大物主神の女伊須氣余理比売と結婚し、次の三子を儲けたという。

然而、阿礼坐之御子名、日子八井命。次、神八井耳命。次、神沼河耳命。^{註三}

このように記述されることで、神沼河耳命(綏靖)らは最初から「大后」所生子として阿比良比売所生子よりも優位におかれている。「当云志美々命の反逆」の物語ではそうした関係が前提となっている。

ここまでで、第二妃以下を生母とする八名のうち六名については、第一妃に優越する生母の資格が何らかのかたちで示されていること

を確認した。皇位継承者の生母に対しては、「命」の有無により差別化するか、あるいは「大后」として特化するかのいずれかの措置がとられているのである。残る二名のうち、本題に関わる景行については最後に述べたいが、ここでは「大后」所生子であることだけ指摘しておく。安閑の生母については、次の継体記Ⅱ i をみるかぎり最上位の後妃とされていないことが明らかである。

天皇、娶三尾君等祖、名若比売、生御子、大郎子。次、出雲郎女。^{註四}又、娶尾張連等之祖、凡連之妹、目子郎女、生御子、
広国押建金日命。次、建小広国押楯命。^{註五}又、娶意富豆天皇之御子、手白髪命、^{註六}大生御子、天国押波流岐広庭命。^{註七}(以下略)

広国押建金日命(安閑)の皇位継承においては、第一妃所生の大郎子が即位しない理由も、「大后」所生の天国押波流岐広庭命(欽明)より先に即位する理由も示されていない。しかし、安閑とその次の宣化は子孫に皇位を継承させない「非正系」の天皇であるから、皇統の正統性という点では欽明の資格が示されれば十分であったとも考えられる。そのことを裏づけるように、つづくⅡ ii では欽明・安閑・宣化の順に記されている。

ここで第一妃を生母とする四名の問題に戻り、孝元・開化・履中・敏達それぞれについて前代の天皇記のⅡ i をみると、皇位継承者

の生母はいずれも「命」であり、かつ第二妃以下に「太后」はいない。記載順による第一位は変動しないので、第一妃所生子の他妃所生子に対する優越性を認めてよいであろう。以上、異母兄弟をもつ天皇一二人のうち一名までが、その生母の資格において他妃に対する優越性が認められることを述べた。同母兄弟間の問題とあわせると、父から皇位を継承する天皇二〇名のうち一九名については、その理由が一応説明されているとみなされる¹⁹⁾。同母間の問題に比して、生母の資格に関わる異母間の問題の方がより明確に説明されていることもわかる。なお、第二節で問題となった崇神・垂仁の即位についていえば、同母間の問題がなく生母の資格のみで説明されるから、その必然性を認めてもよからう。やはり「日子坐王—沙本毘古王」の「皇統」は存在しえない。

最後に、景行の皇位継承の問題点を確認しておきたい。同母兄の不即位が問われないとすれば、最終的には「太后」所生子という理由で皇位継承者に決定されると考えてよい。しかし、先にみた綏靖・仲哀の場合とは異なり、垂仁記Ⅱ i の時点では大帯日子淤斯呂和氣命（景行）の生母は「太后」とされていない。ここでは、第一妃の佐波遲比売命の所生子として品牟都和氣命が皇位を継承するかのよう²⁰⁾に記述されている。ところがⅡ ii では、大帯日子淤斯呂和氣命（景行）が次代の天皇とされ、品牟都和氣命については何ら説明されない。景行の皇位を継承する理由は、その生母が垂仁記Ⅴにおいて「太后」とされるまで判明しないのである。その点が垂仁記における最

大の問題なのだろう。次節以降、この問題との関係を中心にⅢの物語をみていく。

五

まず a について、「品牟都和氣命（本牟智和気の御子）排除の目的を持つ物語」という見方があることは先にみた。景行の皇位継承との関わりにおいて主題を捉えようとするものであり、「母・沙本毗売の謀反荷担」という設定を通して、品牟都和氣命の皇位継承権の消失が語られている²⁰⁾とみるのが一応可能である。ただし、a の段階で品牟都和氣命が皇位継承権を完全に失うとすれば、b はあまりにも長い「後日譚」となってしまう。その場合、皇位と無縁の皇子が主役を演じる b は、皇位継承史の基軸から外れた物語と考えねばならないだろう。

ところで、雄略記Ⅱ i にみえる白髮命（清寧）の母は都夫良意富美の女韓比売である。その直後に「白髮太子」とあって、清寧は雄略唯一の皇子として皇位継承者に決定されていることがわかるが、都夫良意富美は安康を殺害した目弱王に与して雄略と戦った人物である。その物語には目弱王側に対して同情的とみられる部分はあるが、都夫良意富美が反逆者に荷担したことは動かない。『古事記』において、清寧の母が謀反人の娘であることは問われていないのである。韓比売自身が謀反に荷担したとされるのではないが、反逆者

の血を引く皇子という点において、清寧は品牟都和氣命と変わりない。そのように考えられるとすれば、aのみで品牟都和氣命の皇位継承権が完全に失われることにはならないのではないか。

とはいえ、生母の謀反により彼の皇位継承があるべき姿ではなっていることも確かである。垂仁記Ⅱ i において品牟都和氣命の生母から「命」が外されたとみなせば、Ⅱ ii で皇位継承者とされるのが景行であっても不審ではなくなる。景行の正統性はaの段階で一通り示されるとみてよい。

しかし、『古事記』には、天皇の「愛」により生母の資格が無視された例もみえる。応神記の「三皇子の分担」の物語で、応神は愛する宇遲能和紀郎子に皇位継承を命じるが、その生母の資格は明らかに仁徳の生母の下位にある（応神記Ⅱ i）。もともと宇遲能和紀郎子の皇位継承はあるべき姿ではないが、応神がそれを望んだのだ。これによれば、aでの母の失格にも関わらず、垂仁の心次第では品牟都和氣命が皇位継承を命じられる可能性もありうるということになる。その意味で彼は皇位継承の候補者として存在しつづける。そうでなければbは単なる後日譚にとどまるであろう。

以上によれば、垂仁の「愛」が語られることは皇位継承との関わりにおいて重要な意義を担うと考えられる。aを通じて垂仁の沙本毘売に対する「愛」が描かれていることについては、神田秀夫氏が、

唯一、一人の妻にここまで愛情を注いだ天皇が描かれた例は、古事

記にも、実はこれ一つしかない。（傍点原文）

と述べ、中西進氏も、

沙本毘売に対する天皇の愛は徹底している。

と評するとおりである。自分を殺そうとした妻をあくまでも取り戻そうとするのは過剰な「愛」といってよい。そして、bにみるように、沙本毘売に対する「愛」はその遺児にまで及ぶのである。ここでは、aの役割を以下のように捉えておきたい。

①沙本毘売の謀反を通じて、あるべき皇位継承者は品牟都和氣命でなく景行であることを確認する。

②垂仁の沙本毘売に対する過剰な「愛」を語ることにより、垂仁に本牟智和氣御子（品牟都和氣命）を皇位継承者とする意志がありうることを示唆する。

③沙本毘売が本牟智和氣御子を垂仁に託し、美智宇斯王の女たちを后妃に推挙した後に死ぬことを述べ、b・cの発端を語る。

③は諸氏の指摘するところだが、右の①②③はいずれも皇位継承に関わる点である。念のためにいえば、沙本毘売古王が排除されることは重要ではない。それにともなつて沙本毘売が失格し、死亡する

ことがb以降の前提として必要なのである。

六

bについてはまず、最初の舟遊びの話とその後の展開との接続関係を確認する必要がある。

故、率遊其御子之状者、在於尾張之相津^二侯櫓、作^二侯小舟而、持上来以、浮倭之市師池・輕池、率遊其御子。然、是御子、八拳鬚至于心前、真事登波受。(以下略)

舟遊びは物言わぬ本牟智和氣御子を癒すための行為と説明されることが多いのだが、「是御子、八拳鬚至于心前、真事登波受」という記述より先行する話だから、そのようには考えられない⁽²⁴⁾。そこで語られているのは、本牟智和氣御子に対する「天皇の鍾愛ぶり⁽²⁵⁾」ではないか。

天皇泛両枝船于磐余市磯池、与皇妃各分乘而遊宴。

(履中紀三年十一月辛未条)⁽²⁶⁾

右の記事を参考にすれば、「二侯小舟」である理由も、天皇が愛する御子とともに「分乘」するためであったと解される。垂仁は御

子を鍾愛したが、その御子は言葉を話すことができなかった、と読むのが自然である。

bのこれ以降の部分でも、一貫して垂仁の本牟智和氣御子に対する「愛」が語られているとみてよい。bにおける垂仁の行動は、御子の養育および言語獲得に関わることにかぎられている。垂仁の関心は専ら本牟智和氣御子に注がれているのである。aとbとでは、垂仁の「愛」の対象が沙本毘売から御子に代わっているだけなので、二つの物語は一貫した垂仁像を描いていると捉えられる。前述のように、垂仁の過剰な「愛」は本牟智和氣御子の皇位継承を望むことにつながるから、やはりbにも皇位継承史への関与が認められる。本牟智和氣御子はaの段階であるべき皇位継承者ではなくなっているのだが、緊張感を保ちつつ語るのである。

そのように捉えてみると、bで姿を消し天皇とはならない本牟智和氣御子の存在感が大きすぎるのは否めない。ただし、右は皇位継承史に関するかぎりでもまとめられており、bにはもう一つ重要な意義がある。それは、『古事記』上巻における大國主神の祭祀要求がここに至って実現されるという点である。中巻の国家形成史のなかで、この話題が垂仁記に配当されるのは必然とみなされるから、『古事記』がこれを本牟智和氣御子に絡めて物語る構想をもった結果、必要以上に大きく扱うことになったと推測することはできる。

七

cに目を転じると、ここでは垂仁がa・bでの彼とは異なる面をみせている。その点については藤原茂樹氏²⁸⁾が、

自らのもとを去ったにかかわらず限らない愛情を後に抱き続けることや、子の名を尋ねその養育者の心配をする神経の細やかにして慈愛にみちた天皇が、はたして急転直下女性の名誉を落しめたる酷薄な仕打ちに出るであろうか。答えは否である。

と述べ、一個の人格ではありえないとして、物語の形成過程における垂仁像の改変を想定している。しかし、垂仁記を通じて一貫した垂仁像が描かれているとみることも不可能ではない。特定の人物のみに深い愛情を示し、他の者には全く冷淡である、というのは十分にありうる人格ではないか。『古事記』の垂仁は、沙本毘売と本牟智和氣御子だけに愛情を注ぐ一方で、八つ当たりで玉作の土地をとりあげたり、興味のない女性に恥をかかせたりして平気な人物なのである。cをaやbに連続する物語として捉えれば、円野比売らに対する冷淡な仕打ちを通じて、逆に比婆須比売命が垂仁に受け入れられ、寵愛されたことを語るものと考えられよう。aで垂仁に彼女たちを薦めた沙本毘売の言葉が果たされないかぎり、景行らの誕生はない。a・bにおける垂仁像からしても、その点は確認される必

垂仁記の主題 (中野謙一)

要があったといえる。cの皇位継承に関わる役割は、比婆須比売命の入内という点につきる。

ここで、『古事記』の垂仁像をどのように評価すればよいかについて述べておく。沙本毘売や本牟智和氣御子に対するかぎり慈愛にみちた天皇であるが、cで結果的にはいえ女性を死においやる姿をみせる以上、垂仁を「有徳」とはいえないだろう。しかし、cでの垂仁の行為は、邇々芸命のそれと等しいものであるから、それをもって「不徳」ということもできない。偏った愛情をもつだけで不徳になるとすれば、応神も不徳の天皇となってしまふ。理想の天皇でもなければ、完全に失格でもない、といったところだろう。『古事記』は垂仁を讚美もせず、罵倒もしていないのである。

八

dについては、西郷信綱氏が「紛うかたなくこれはいわゆる《帰化族》の、宮廷への忠誠譚である」と述べており、従うものが多い。しかし、多遲摩毛理の出自が明らかになるのは心神記においてである。垂仁記の段階では「三宅連等之祖」というだけで、多遲摩毛理は渡来系の人物として示されていないとみるべきである。

皇位継承史との関わりにおいてみると、dではまず、多遲摩毛理が常世国を往復する間に垂仁は死亡しており、多遲摩毛理が帰還し

二五

時点では「太后」が天皇に代わる者として存在したことが示されている。ただし、その名はまだ明かされない。一方、dにおいて垂仁の皇子たちはまったく姿をみせない。垂仁の次の天皇が決定していたとすれば、多遲摩毛理はその者に登岐土玖能玖能木実を献上することもできたのである。dから読み取れることとしては、垂仁死亡時において、天皇に代わる者が「太后」であり、皇位継承者が不在ないし未決定であったことが挙げられる。景行は幼少で即位できなかつたのかもしれないが、彼の母が「太后」であることはまだ判明していない。すでに成年に達していた本牟智和氣御子については、皇位継承とは無縁の存在であったことがここで確認される。

最後に垂仁記Vをみておこう。「其太后比婆須比売命之時」については、「その太后ヒバスヒメは次の大君が位に就くまでの中継ぎに立った³⁰⁾」と理解するのが自然である。Vをもつ天皇記としては、他に允恭記・安康記・清寧記・武烈記があり、それらには、IVの段階では次に即位する者がまだ皇位継承者と定められておらず、後記のなかで決定される、という共通点がみられる。そのような記述形式をとる以上、垂仁記においてもIVの段階では、景行は皇位継承者と決定されていなかったとみるしかない。dに垂仁の皇子があらわれないのも当然といえる。dでは「太后」の名は明かされていなかったが、Vの「其太后比婆須比売命之時」をもって、最終的に太后所生の景行による皇位継承が決定されるのである。

以上、垂仁記は、全体を通じて垂仁から景行への皇位継承を説明するものとなっていることをみてきた。多岐にわたる論となったため、遺漏の少なからぬことを惧れるが、大方の叱正を仰ぎたい。

注

- (1) 矢嶋泉『古事記の歴史意識』(吉川弘文館二〇〇八年九月)一五一頁。
- (2) 古事記本文の引用は原則として山口佳紀・神野志隆光『新編日本古典文学全集 古事記』(小学館、一九九七年六月。以下「新編全集本」)による。ただし、煩を避けるため音読注等は省いてある。
- (3) 「垂仁記覚書」(『青山学院大学文学部紀要』三三、一九九二年一月)。
- (4) 『古事記説話形成の研究』(おうふう、二〇〇四年一月)第二章第一節「垂仁記の構想(一)―円野比売命の物語的意味―」(初出一九九七年三月)、同第二節「垂仁記の構想(二)―太后比婆須比売命の物語的意味―」(初出二〇〇一年三月)。
- (5) 「物語の連結 神話の力―『古事記』垂仁天皇条覚書―」(『大谷女子大国文』二九、一九九九年三月)。
- (6) 『古事記』沙本毘古王の反逆と天皇の歴史」(『美夫君志』七八、二〇〇九年三月)。
- (7) なお、矢嶋注(1)書は注(3)論文についてふれておらず、垂仁記に關しても詳細には論じていない。ただしcに關しては、上巻における大國主神の要求を実現する物語とする新たな見解がみえる。
- (8) 「ヤマトタケルの物語」(『西郷信綱著作集』一八平凡社、二〇一〇年二月)。初出一九六九年二月。ただし、上掲論文および西郷『古事記注釈』三(平凡社、一九八八年八月)にはその明確な根拠がみえない。

- い。
- (9) 『古事記 天皇の世界の物語』(NHKブックス、一九九五年九月) 二六六～二七〇頁。神野志氏の「古事記の悲恋―軽太子・軽大郎女の物語―」(久保朝孝編『悲恋の古典文学』ハ世界思想社、一九九七年一月)第一章)、『漢字テキストとしての古事記』(東京大学出版会、二〇〇七年二月) 二二一～二六頁、および新編全集本一九八頁頭注にほぼ同様の説明がみられる。
- (10) (11) 注(9)「古事記の悲恋―軽太子・軽大郎女の物語―」。
- (12) 加藤清『古事記』若野毛二侯王の系譜について』、『古事記年報』三一、一九八九年一月。
- (13) 『古事記』の構想と天皇像』(『日本古代の神話と文学』ハ埴書房、一九九八年一月)第Ⅱ編第七章。初出一九九四年二月)。
- (14) 矢嶋注(1)書、一一七頁。
- (15) この点については、拙稿「顕宗記の物語」、『古事記年報』五一、二〇〇九年一月)でも少しふれた。なお、綏靖の同母兄弟中の第一子である日子八井命は、当芸志美々が殺害を謀った「三弟」の一人であるはずだが、綏靖による当芸志美々殺害の場面には姿をみせない。その間に死亡したか、あるいは神八井耳命以上に臆病だったとも考えるしかないだろうが、いずれにしても皇位継承の候補者としては問題外の扱いになっているといえる。
- (16) 矢嶋注(3)論文。
- (17) 新編全集本二四五頁頭注。
- (18) 矢嶋注(1)書、一九八頁。
- (19) 中巻の天皇で本稿の理解が及ばないのは仲哀のみである。仲哀の出生系譜を含む景行記の問題については別の機会に述べることとしたい。
- (20) 矢嶋注(3)論文、一九八頁。

垂仁記の主題 (中野謙一)

- (21) 『古事記の構造』(明治書院、一九五九年五月)、三〇二頁。
- (22) 『中西進著作集』二(四季社、二〇〇七年三月)、一〇〇頁。初出一九八六年一月。
- (23) 阪下圭八「ホムチワケの物語(一)―鳥取部・鳥養部起源譚―」(『東京経済大学人文自然科学論集』五八、一九八一年七月)など。
- (24) 新編全集本二〇五頁頭注。
- (25) 荻原千鶴「沙本毗売命・本牟智和氣御子物語の方法―須佐之男命の(神話)から―」(注(13)書、第Ⅱ編第二章。初出一九九二年三月)。ただし、当該部分以降についての理解は本稿と異なる。
- (26) 『日本書紀』の引用は新編全集本による。
- (27) 矢嶋泉『古事記』の大物主神』(『青山語文』三五、二〇〇五年三月)。
- (28) 「垂仁天皇論―古事記におけるその後継者および天皇像の変遷―」(『古事記の天皇』、高科書店、一九九四年八月)。
- (29) 注(8)『古事記注釈』三。
- (30) 三浦佑之『口語訳 古事記 完全版』(文芸春秋、二〇〇二年八月)。梅田注(6)論文も「天皇崩御後の大后の執政」とするが、崇神記Ⅱiiの倭日子命に対する分注の「此王之時」を同じく捉える必要があるまい。

付記

本稿は平成二十一年度上代文学会大会で行った研究発表『古事記』中巻における垂仁記』をもとにしています。席上ご意見を賜りました先生方に厚く御礼申し上げます。

なお、研究にあたっては愛知淑徳大学研究助成を受けました。